

# 利用のために

## 1 用語の説明

### (1) 商店

商店とは、原則として商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合も含まれます。）であって、一般に卸売業、小売業といわれるものをいいます。なお、販売業務に付随して行う軽度の加工、取付及び修理も含まれます。

### (2) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

(イ) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。

(ロ) 鉱工業、建設業、官公庁、学校、病院、ホテルなどの産業用使用者に商品を業務用として販売する事業所。

(ハ) 製造業者が、別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売する事業所。（例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売業となります。）

(ニ) 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。

(ホ) 他人又は他の商店のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲介人として商品の売買の斡旋を行うもの。

### (3) 小売業

小売業とは、主として個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を購入し、販売する事業所をいいます。

なお、次の業務を行う事業所も含まれます。

(イ) 商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。（ただし、修理を専門とする事業所を除きます。）

(ロ) 製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売する製造小売店。  
（洋服店、菓子屋、パン屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬局等。）

(ハ) ガソリンスタンド

(ニ) 主として無店舗販売を行う事業所（訪問販売又は通信販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

### (4) 従業者数

平成11年7月1日現在で、その商店の業務に従事している者をいい、個人事業主、無給家族従業者、有給役員及び常用雇用人（1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者、平成11年5月、6月の2ヶ月間に、それぞれ18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている者を含みます。）をいいます。

なお、従業者に臨時雇用人、派遣・下請従業者を併せたものを就業者としています。

(イ) 臨時雇用人

常用雇用人以外の雇用人で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいいます。

(ロ) 派遣・下請従業者

他の会社など別経営の事業所から派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいいます。

### (5) 年間販売額

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの1年間の商品販売額（消費税を含む）をいいます。

### (6) その他の収入額

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの商店における商品販売額以外の事業による収入額（消費税を含む）をいいます。

### (7) 売場面積（小売業のみ）

平成11年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積（飲食部門（食堂・喫茶）、屋外展示場（植木・石材等）、事務所、倉庫等は除く）。

- ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は除きます。
- (8) セルフサービス方式  
この調査でいうセルフサービス方式は、次の三つの条件を備えた販売方式です。
- (イ) 商品が無包装のまま、あるいはブリパッケージ(消費単位に合わせてあらかじめ包装する)され、値段がつけられていること。
- (ロ) 店に備えつけられた買物カゴ、ショッピングカートなどにより客が自分で自由に商品を取り集めるような形式になっていること。
- (ハ) 出口のチェックアウトカウンター 代金の精算場所 で客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。
- (9) 大規模小売店舗  
「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年10月1日法律第109号)に基づく店舗で第1種大規模小売店舗と第2種大規模小売店舗に分けられます。
- 第1種大規模小売店舗 ・ ・ 店舗面積が3,000㎡(北九州市、福岡市については6,000㎡)以上の店舗をいいます。
- 第2種大規模小売店舗 ・ ・ 店舗面積が3,000㎡(北九州市、福岡市については6,000㎡)未満で500㎡を超える店舗をいいます。
- また、平成12年6月1日以降は、大規模小売店舗立地法が施行されています。

## 2 その他

- (1) この結果表は、平成11年7月1日現在で実施した商業統計調査の結果を本県で集計したもので、通商産業省が公表する数値と相違することがあります。
- (2) 平成11年調査は、簡易調査として実施したため、調査に用いた商品分類及び産業格付方法が平成9年調査と異なっています。このため、産業別の数値を時系列で使用するには留意してください。
- (3) 本文中の「増減率」については、以下の 及び のデータによって算出しています。  
平成11年データは、平成11年事業所・企業統計調査との同時調査により捕捉した事業所分(平成8年事業所・企業統計調査で商業事業所として把握していて、平成9年商業統計調査で未把握の事業所)を除外したデータ。  
平成9年データは、平成11年商業統計調査の産業分類に変更(平成11年の3桁分類に準じて括り、上位5品目による産業の格付けを行い再集計)したデータ。
- (4) 地域区分は、次のとおりです。  
福岡地域 ・ ・ 福岡市、甘木市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、朝倉郡、糸島郡  
北九州地域 ・ ・ 北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡  
筑豊地域 ・ ・ 直方市、飯塚市、田川市、山田市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡  
筑後地域 ・ ・ 大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潁郡、八女郡、山門郡、三池郡
- (5) 統計表中の記号については、次のとおりです。  
「 - 」 ・ ・ 該当がないもの又は調査事項でも集計していないもの。  
「 X 」 ・ ・ 秘匿したもの。  
「 0.0 」 ・ ・ 単位に満たないもの。  
「 」 ・ ・ 減少したもの。
- (6) 各表中内訳については、四捨五入したものであるためにその合計とは必ずしも一致していません。
- (7) 本書で、年間販売額とあるのは年間商品販売額のことです。